文教厚生常任委員会報告

文教厚生常任委員会の報告を行います。

２月２６日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、条例制定６件です。

２月２８日、委員会を開催し、所管する担当部課職員の出席を求め、慎重に審査した経過と結果について、ご報告いたします。

「議案第８号　上野原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例制定について」は、福祉事務所の所掌事務について規則で整理することから、条例における所掌事務を削除するものです。

委員からの、大きな変更点はあるのか、という質問については、何かが変わったというよりは、福祉事務所に事務委任する事項について、福祉課・子育て保健課・長寿介護課においてそれぞれがまとめて整理した結果による改正とのことです。

「議案第９号　上野原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、栄養士法の改正に伴い、家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対する食事の提供を施設外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改めるものです。

委員からの、家庭的保育事業とは何か、また市内に該当する施設はあるのか、という質問については、待機児童対策として実施されたもので、マンションの一室などでも保育が出来る制度で、現在、当市内において該当は無いとのことです。

「議案第１０号　上野原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、児童手当法の一部改正に伴い児童手当の特例給付が廃止されたことから、条例中の特例給付に関する規定を削除するものです。

「議案第１１号　上野原市出産奨励祝金の支給に関する条例を廃止する条例制定について」は、出産奨励金事業の廃止に伴い条例を廃止するものです。

この事業については見直しを行い、出産に係る経済的な負担軽減を目的とした事業を新たに設け、妊産婦とその家族が安全・安心に分娩に臨めるような環境づくりを推進していくとのことです。

委員からの、妊産婦一人での宿泊だと不安もあると思うが、同行者の費用はどう

なっているか、という質問については、同行者についても交通費や宿泊費の費用を市が負担するとの説明がありました。

「議案第１２号　上野原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、地域包括支援センター職員の配置基準について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、複数の地域包括センターで全体必要数の職員配置を可能とするよう配置要件を改めるものです。

「議案第１４号　上野原市教職員住宅条例の一部を改正する条例制定について」は、西原教職員住宅４号棟の廃止に伴い、条例の該当箇所を削除するものです。
委員からの、解体予定はいつ頃か、という質問については、４月に地主に返還する関係から、おおむね解体が終了しているとのことです。

また委員からは、和見教員住宅は民間に貸し出しているのであれば、この条例から削除して普通財産として貸し出すべき、との意見が出されました。

以上、当局提出の６案件については、いずれも全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

委員からは、閉会中の視察について、年間を通してテーマを話し合い、提言につながる視察にすべきとの意見が出されました。
また、ごみ袋の有料化について調査すべきとの意見があり、閉会中の視察調査とすることに決定しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。